

飯塚市新規創業支援資金融資制度要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

飯塚市長 武井政一

飯塚市新規創業支援資金融資制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において新たに中小企業者として創業する者及び創業後5年未満の中小企業者を支援し、もって本市の経済の活性化を図るため、予算の範囲内において本市が行う飯塚市新規創業支援資金融資制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者をいう。

2 この告示において、「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く。)

(2) 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

3 この告示において、「法人成り」とは、事業を営んでいる個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社に当該事業の全部又は一部を承継させることをいう。

4 この告示において、「指定金融機関」とは、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社福岡中央銀行、飯塚信用金庫、福岡県信用組合、株式会社北九州銀行をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、融資を実施するため、指定金融機関に資金を預託する。

2 指定金融機関は、前項の預託金に自己資金を加え融資する。

(対象者)

第4条 融資対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 福岡県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に属する事業

を1月(会社を創設する場合は2月)以内に市内で中小企業者として創業しようとする具体的計画を有するもの

イ 市内において中小企業者として創業した個人又は法人であって、創業をした日から5年を経過していないもの

ウ 市内で創業をした個人が法人成りをした中小企業者である市内の法人であって、個人で創業をした日から5年を経過していないもの

(2) 市民税(法人にあつては、法人市民税)及び固定資産税の滞納がないこと。

(3) 協会の保証対象者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっているもの

(3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任しているもの

イ 暴力団員が実質的に運営しているもの

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているもの

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているもの

(4) 既に当融資を利用したことがある個人又は法人

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定める事項につき、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 融資金額 1借受人当たり1,000万円以内

(2) 融資期間 10年以内(据置期間1年以内)

(3) 融資利率 年1.2パーセント以内

(4) 資金使途 運転資金、設備資金

(5) 償還方法 原則として、割賦償還とする。

(6) 保証人 原則として、法人はその代表者とし、個人は不要とする。ただし

法人において、経営者保証を事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（令和6年1月18日中小企業庁制定）により不要とする場合又はスタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日中小企業庁制定）により免除する場合（以下「経営者保証免除適用時」という。）は、不要とする。

(7) 担保 無担保とする。

(8) 信用保証 協会の信用保証を付するものとする。

(9) 信用保証料率 0.95パーセント。ただし、経営者保証免除適用時は、対象要件に応じ、0.2パーセントから0.45パーセントの範囲において上乘せする。

（融資の申込み）

第6条 融資を受けようとする者は、協会所定の信用保証委託申込書に次に掲げる書類を添えて、指定金融機関に提出しなければならない。

(1) 創業計画書（協会所定様式）

(2) 市町村長の発行する滞納なし証明書（原本又は写し）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長、指定金融機関又は協会が必要とする書類
（融資の決定）

第7条 前条の規定による融資の申込みを受けた指定金融機関は、速やかに必要な調査を行い、融資の可否を決定し、申込者及び市長に通知しなければならない。

（融資の時期）

第8条 指定金融機関は、融資を決定したときは、速やかに融資を行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（融資決定の取消し）

第9条 指定金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資決定を取り消すことができる。

(1) 申込者が借出し手続きを行わないとき。

(2) 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は電子交換所による取引停止処分その他の事由により業態の急激な悪化が明らかになったとき。

(3) 申込者が提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（運用状況の報告）

第10条 指定金融機関は、毎月末現在における融資に関する状況を市長に報告しなければならない。ただし、当該月末現在において、融資可能額が融資枠の2分の1以上であるときは、報告を省略することができる。

(災害等を受けた者に対する措置)

第11条 市長は、融資を受けている者が天災等の被害を受けたときは、指定金融機関及び協会と協議の上、融資期間を延長することができる。

(調査等)

第12条 市長は、必要に応じて、借受人に創業後の状況について説明を求め、又は現地を視察し、若しくは調査することができる。

(創業に係る指導等)

第13条 市長は借受人に対し、創業及び法人成りに係る指導又は助言をすることができる。

(補則)

第14条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、告示の日から施行する。